

提案条例説明資料

**令和 7 年 1 2 月
浜田市議会定例会議**

提案条例説明資料

担当部名称 教育委員会

1	議案番号	議案第 75 号
2	題名	浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	益井俊雄奨学金が新設されることに伴い、当該奨学金の認定等に関し浜田市奨学金審査委員会において審議を行うため、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 担任事項の改正（別表関係） （改正前） 浜田市奨学金の貸与及び山藤功奨学金の給付に関し必要な事項を審議すること。 （改正後） 浜田市奨学金、山藤功奨学金及び益井俊雄奨学金の認定等に関し必要な事項を審議すること。 2 その他規定の整理
5	施行期日等	令和 8 年 4 月 1 日

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 76 号
2	題名	浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に基づき、住民記録等の業務を令和 8 年 1 月以後国の示す標準仕様書に準拠したシステムに移行する中、一元的に住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）の登録・管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」を扱う事務については、マイナンバーの独自利用を行う事務等として条例に定める必要があるとの見解が国から示されたため、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 独自利用事務の追加（別表第 1 関係） 個人番号の利用範囲に住登外宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加 2 特定個人情報の庁内連携事務又は同一地方公共団体内の他機関への情報提供事務の追加（別表第 2 及び別表第 3 関係） 住登外宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加 3 その他規定の整理
5	施行期日等	令和 8 年 1 月 1 日

提案条例説明資料

担当部名称 地域政策部

1	議案番号	議案第 77 号
2	題名	浜田市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	石見まちづくりセンター長沢サブセンターの設置に伴い、 所要の改正を行うものです。
4	概要	石見まちづくりセンター長沢サブセンターの追加（第 2 条 関係） (1) 名称 石見まちづくりセンター長沢サブセンター (2) 位置 浜田市長沢町 3016 番地
5	施行期日等	1 施行期日 令和 8 年 4 月 6 日 2 準備行為 施行日以後の使用に係る当該サブセンター の使用の許可その他その運営に関し必要な行為は、施行 日前においても行うことができる。

提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	議案第 78 号
2	題名	浜田市印鑑条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に基づき、市の印鑑登録システムを令和 8 年 1 月以後国の示す標準仕様書に準拠したシステムに移行することから、当該仕様書に合わせるため、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 印鑑登録証が汚損し、又は毀損したときの手続名称の変更（第 7 条関係） （改正前）印鑑登録証の再交付 （改正後）印鑑登録証の引換交付 2 その他規定の整理
5	施行期日等	令和 8 年 1 月 1 日

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第 79 号
2	題名	浜田市手数料条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	1 島根県手数料条例等の一部が改正され、建築確認申請手数料等が改定されることに伴い、当該手数料等について所要の改正を行うものです。 2 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）を踏まえ、完了検査手数料に免除するものを追加するため、所要の改正を行うものです。 3 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）の一部が改正され、引用する条項が整理されることに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 建築確認申請手数料等の額の変更（第 2 条、別表第 1 及び別表第 3 から別表第 19 まで関係） 2 建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物の完了検査申請手数料の免除の追加（第 2 条関係） 建設住宅性能評価を受けた住宅のうち、建築物エネルギー消費性能基準に適合する場合は手数料を免除するもの 3 建築基準法施行令を引用する条項の整理（第 2 条関係） (1) （改正前）第 137 条の 12 第 6 項 （改正後）第 137 条の 12 第 11 項 (2) （改正前）第 137 条の 12 第 7 項 （改正後）第 137 条の 12 第 12 項 4 その他規定の整理
5	施行期日等	1 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日（第 2 条第 44 号の 2、第 44 号の 3 及び第 62 号の改正規定については、公布の日） 2 経過措置 改正後の規定は、各施行日以後に受け付けた申請に係る手数料について適用し、それぞれ同日前に受け付けた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
6	備考	手数料の額は、島根県と同額です。

提案条例説明資料

担当部名称 地域政策部

1	議案番号	議案第 80 号
2	題名	浜田市坂根正弘奨学基金条例
3	目的・理由	坂根正弘氏から受けた有価証券等をもって坂根正弘奨学金に充てることを目的として、浜田市坂根正弘奨学基金を設置するため、地方自治法第 241 条第 8 項の規定に基づき、基金の管理及び処分に関し必要な事項を定めるものです。
4	概要	1 積立て（第 2 条） (1) 寄附を受けた有価証券 (2) 指定寄附金 (3) 基金の運用から生じる収益金 (4) その他予算に計上する額 2 管理（第 3 条） (1) 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管する。 (2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。 3 処分（第 6 条） 基金は、第 1 条に定める目的に充てる場合に限り、処分することができる。
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 教育委員会

1	議案番号	議案第 81 号
2	題名	浜田市益井俊雄奨学基金条例
3	目的・理由	故益井俊雄氏の遺志により受けた寄附金をもって益井俊雄奨学金に充てることを目的として、浜田市益井俊雄奨学基金を設置するため、地方自治法第 241 条第 8 項の規定に基づき、基金の管理及び処分に関し必要な事項を定めるものです。
4	概要	1 積立て（第 2 条） (1) 指定寄附金 (2) 基金の運用から生じる収益金 (3) その他予算に計上する額 2 管理（第 3 条） (1) 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管する。 (2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。 3 処分（第 6 条） 基金は、第 1 条に定める目的に充てる場合に限り、処分することができる。
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議 案 番 号	議案第 82 号	
2	題 名	浜田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	
3	目的・理由	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、高校生年代の者（以下「高校生」という。）の通院に係る自己負担額を無償化することに伴い、所要の改正を行うものです。	
4	概 要	<div>1 高校生の自己負担限度額の変更（第 3 条関係）</div> <div><div><div><div>医療区分</div><div>自己負担 限度額 (負担割合)</div></div><div><div>入院</div><div>なし</div></div><div><div>通院</div><div>1,000 円 (3 割)</div></div><div><div>薬局等</div><div>なし</div></div></div><div><div></div><div></div></div><div><div>医療区分</div><div>自己負担 限度額 (負担割合)</div></div><div><div>入院</div><div rowspan="3">なし</div></div><div><div>通院</div></div><div><div>薬局等</div></div></div> <div>2 その他規定の整理</div>	
5	施行期日等	1 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日 2 経過措置 改正後の条例の規定は、施行日以後に受けた療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。	

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第 83 号
2	題名	浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
3	目的・理由	児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）の施行により、次に掲げる内閣府令等の一部が改正され、虐待等禁止に係る事項が整理されるとともに、地域限定保育士制度が一般制度化されることに伴い、所要の改正を行うものです。 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号） 2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号） 3 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号） 4 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）
4	概要	1 改正する条例 (1) 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例【第 1 条】 (2) 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例【第 2 条】 (3) 浜田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例【第 3 条】 (4) 浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例【第 4 条】 2 改正内容 (1) 虐待等の禁止に係る事項の整理（【第 1 条】第 25 条関係、【第 2 条】第 13 条関係、【第 3 条】第 13 条関係

		及び【第 4 条】第 13 条関係) ア 引用条項の整理 (改正前) 児童福祉法第 33 条の 10 各号 (改正後) 児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号 イ 幼保連携型認定こども園又は幼稚園の職員の場合における引用法令を追加 (2) 地域限定保育士制度の変更 (【第 2 条】第 24 条、第 30 条、第 32 条、第 45 条及び第 48 条関係、【第 3 条】第 22 条関係並びに【第 4 条】第 11 条関係) 国家戦略特別区域内に限り認めていた地域限定保育士制度の一般制度化への変更
5	施行期日等	公布の日
6	備考	家庭的保育事業者等は、現時点で浜田市内に存在しません。 また、島根県は現時点で地域限定保育士制度の導入を予定していません。

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第 84 号
2	題名	浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部が改正され、利用乳幼児の健康診断を省略できる基準が拡充されることに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	利用乳幼児の健康診断に関する基準の緩和（第 18 条関係） 市が行う乳幼児の健康診査の結果を利用して利用乳幼児の健康状態を確認する場合は、家庭的保育事業等の利用開始時、定期又は臨時の健康診断が省略できるようにするもの
5	施行期日等	公布の日
6	備考	家庭的保育事業者等は、現時点で浜田市内に存在しません。

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第 85 号
2	題名	浜田市火入れに関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	令和 7 年大船渡市林野火災の教訓を踏まえて、国が林野火災に関する注意報を創設することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	火入れの中止要件の追加（第 13 条関係） 火入れを中止しなければならない場合として、林野火災に関する注意報が発令されたときを追加
5	施行期日等	令和 8 年 1 月 1 日

提案條例說明資料

担当部名称 産業經濟部

1	議案番号	議案第 86 号
2	題名	浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。以下「法」という。）及び租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。以下「令」という。）の一部が改正され、引用する条項が整理されること、及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）が施行され、課税免除の対象設備の見直しが行われることに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 引用条項の整理 (1) 令を引用する条項の整理（第 2 条関係） （改正前） （改正後） ア 第 6 条の 3 第 14 項 第 6 条の 3 第 19 項 イ 第 28 条の 9 第 15 項 第 28 条の 9 第 20 項 (2) 法を引用する条項の整理（第 5 条関係） （改正前） （改正後） ア 第 12 条第 1 項 第 12 条第 4 項 イ 第 45 条第 1 項 第 45 条第 3 項 2 固定資産税の課税免除の対象設備の変更（第 5 条関係） 旅館業の事業に係る機械及び装置を固定資産税の課税免除の対象とするもの 3 その他規定の整理
5	施行期日等	1 施行期日 公布の日 2 適用期日 令和 7 年 1 月 1 日 3 経過措置 改正後の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以後に設備の取得等をした者に係る機械等に対する固定資産税の免除について適用し、同日前に設備の取得等をした者に係る機械等に対する固定資産税の免除については、なお従前の例による。

提案条例説明資料

担当部名称 消防本部

1	議案番号	議案第 87 号
2	題名	浜田市火災予防条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	令和 7 年大船渡市林野火災の教訓を踏まえて、国が林野火災に関する注意報を創設することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 火災に関する警報の定義の明確化（第 29 条関係） 2 林野火災に関する注意報の創設（第 29 条の 8 関係） 3 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報時の火の使用制限の追加（第 29 条の 9 関係） 4 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等に関する変更（第 45 条関係） (1) 当該行為に「たき火」を明記 (2) 消防長は、当該行為等の届出の対象となる期間及び区域を指定できることとするもの 5 その他規定の整理
5	施行期日等	令和 8 年 1 月 1 日